

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号)

..... 1

改正案	現行
<p>（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、次のとおりとする。</p> <p>一 衛生マスク</p> <p>二 消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）</p> <p>（特定生活関連物資等の転売の禁止）</p> <p>第二条 前条各号に掲げる生活関連物資等（以下この条において「特定生活関連物資等」という。）を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引</p>	<p>（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、衛生マスクとする。</p> <p>（衛生マスクの転売の禁止）</p> <p>第二条 衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引を行つたものである）を以て、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない</p>

をして行うものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。)をしてはならない。

。